

利用料金表

社会福祉法人 永光会
特別養護老人ホーム 永光荘
2016年12月 現在

1. 施設サービス費（一割負担分）

①多床室の場合

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一日当たりの単価(円)	547	614	682	749	814

②外泊・入院の場合（翌日から7日目までご負担いただきます。なお、月を跨ぐ場合は都府県を跨ぐ場合は12日間いただきます。）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一日当たりの単価(円)	246				

2. 加算について

①通常として加算されるもの（※⇒今後の体制により追加する場合があります）

加算内容	栄養マネジメント	夜勤体制	精神科医療養指導	日常生活継続支援	看護体制
一日当たりの単価(円)	14	13	5	36	12

②入所時、及び30日以上入院後の利用時

加算内容	初期加算	入所又は退院した日より30日加算されます。
一日当たりの単価(円)	30	

③介護職員処遇改善加算

加算内容
全ての単価・加算の合計×0.059

※介護報酬単価について、7級地に該当するため、1単位あたり10.14円の計算となっております。

3. 特定入所者介護サービス費に関する食費及び居住費の基準費用額（一日当たり）

区分	対象者	食費	居住費	
			多床室	個室
第1段階	生活保護受給者	300	0	320
	高齢福祉年金受給者			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税 年金収入額と合計所得の合計が年間80万円以下	390	370	420
第3段階	年金収入額と合計所得の合計が年間80万円以上の方	650	370	820
第4段階	上記以外の方	1,380	840	1,150

※上記第1～3段階の要件に新たに世帯分離していても配偶者の所得、および預貯金等に関して本人のみは1000万円以下、配偶者がいる場合は2000万円以下であること、非課税年金額も含めて勘案されることとなります。なお、対象になるか否かは申請により、保険者が判定します。また、1～3段階の判定を受け「負担減度額認定証」が交付された方は必ずご提示ください。

※上記の金額は実際にかかる費用の参考例です（請求金額ではありません）。第1段階～第3段階の方の施設からの請求金額は、返還される高額介護サービス費を含んだ金額です。差額は、支払い後に市から返還されます。

※この他に、衣類代・おやつ代・散髪代等がかかる場合があります